
「部分出産中絶禁止法案」(1995, 1997) と アメリカのプロチョイス運動

Partial-Birth Abortion Ban Act of 1995, 1997 and Pro-Choice Movement in the United States

緒方 房子*

OGATA Fusako

キーワード：部分出産中絶禁止，妊娠後期中絶，プロチョイス，プロライフ，政治運動

KEY WORDS: Partial-Birth Abortion Ban, late-term abortion, Pro-Choice, Pro-Life, political movement

The issues surrounding abortion in the United States have socially as well as politically been heated since *Roe v. Wade* legalized abortion in 1973. The present status of access to abortion is quite dismal, for the Republican/pro-life-controlled Congress has successfully enacted numerous anti-abortion laws since 1995.

One of the recent and possibly the most influential anti-abortion bills before Congress is so-called “Partial-Birth Abortion Ban Act.” The PBAB Act prohibits certain kinds of abortion procedures used in the late second- and third-trimester pregnancies.

This paper first describes the actions in Congress regarding the PBAB Act since 1995 through September, 1998, including the medical associations’ responses and the PBAB Act’s possible conflicts with *Roe*.

The second part explores the reaction of some major pro-choice organizations to the PBAB Act. It is of interest to note that not all of those studied responded in the same way, nor agreed on the effect of the PBAB Act on the right to abortion.

The third part tries to analyze how the ongoing debate on the PBAB Act has stimulated honest discussion, disagreement, and diversity in the pro-choice movement. The pro-choice movement is now at a turning-point where it should seek probably broader perspective than the hitherto-dominant, single-minded “women’s right to choose” discourse.

The last part then puts the PBAB Act debate in the larger context of American general public perceptions and feelings toward abortion.

* 帝塚山大学人文科学部教授 Professor, Tezukayama University

はじめに*

1973年1月22日にロー対ウェイド判決で妊娠中絶が合法化されてから、1998年で25周年を迎えた。この25年間アメリカ社会を分断してきた中絶論争は決着を見るところか、過剰なまでに政治化している [Noonan 1998; Shapiro 1997; 1998 他]。1998年1月29日、アラバマ州バーミンガムで中絶クリニックが爆破され、2人が死傷したが [H-Net List for Women's History February 1998; *International Herald Tribune* January 30, 1998], これで中絶に関わる殺人は3年ぶり、7人目の死者となる。クリニックや医師へのいやがらせ・襲撃のため、クリニックの閉鎖・医師の減少が進み、大学医学部でも中絶手術の技術は教えられなくなった。中絶を行う施設が皆無という郡が全米の8割以上を占める。公立の施設しか使えず、比較的中絶を受けやすい州までの移動費用もない貧困層や未成年の女性にとっては、中絶を受ける道は無に等しい。1993年の民主党・プロチョイス (pro-choice, 女性の中絶選択の権利を支持するの意) のクリントン政権登場と、プロライフ (pro-life, 胎児の生命尊重から中絶絶対反対の意) が悲願とする中絶禁止憲法修正が成立しない焦燥感とは、プロライフの過激化を招いた [緒方 1995b]。

クリントン政権になっても、州レベルでは多数の中絶規制法が導入され続けた。1998年1月現在中絶規制法がある所が38州とワシントン特別区、3種類以上の法律が

あるのは17州に及ぶ [NARAL 1998]。そして1994年秋の中間選挙で上下両院で共和党が圧勝したことから、共和党が「ギングリッチ革命」とも呼ばれる勢いをもって1995年以降、連邦議会で中絶反対政策を明白押しに成立させてきた。そのうちのいくつかを挙げてみよう。* 海外の軍隊勤務女性および軍隊の家族が中絶を受ける場合、自費でも軍の病院では受けられない。* 連邦刑務所に服役中の女性の中絶禁止。* 海外の家族計画プログラムへの資金カット。* 連邦公務員の健康保険で中絶費用支払いを禁止。例外は強姦、近親相姦、生命の危険のみ。* 平和部隊のボランティアの中絶に連邦資金使用禁止。例外は生命の危険。* 貧困層に法的援助を行う組織 LSC (Legal Services Corporation) が中絶関連訴訟を行うことを禁止。* 胎児の細胞を使用した研究への連邦資金使用禁止 (1999年に解禁) [NARAL 1996a]。さらに1998年7月には、未成年女性の中絶に親の同意を必要とする「親の同意法 (parental consent laws)」のある州からない州への未成年女性の移動を禁じる法案も、下院を通過している [Carney 1998: 1808]。このような数々の政策は、ロー判決で保証された女性の憲法上の権利と中絶を受ける機会や手段を周辺から剝奪していくための努力だといえる。

このような議会における流れの中でも最近の法案で重要な意味を持つのが、妊娠後期 (一部には中期の後半) の特定の中絶手術を禁止する、“Partial-Birth Abortion

* 本稿は、1997年と1998年の帝塚山学園特別研究費による研究成果の一部である。ここに記して感謝したい。

Ban Act” (以下 PBAB 法案と省略)、直訳すれば「部分出産中絶禁止法」という奇妙な名称のものである。1995年12月以来97年秋までにこの法案 (PBAB Act of 1995, PBAB Act of 1997) が2度成立したが、2回とも大統領は拒否権を発動した。1997年には上院で拒否権を覆す (override) のにあと3票というところで、1998年に持ち越しとなった。もしこの法律が制定されれば、特定の中絶手術を連邦法が初めて禁止することになる。ロー判決と衝突するので、憲法論争になるのは必至である。なお、州レベルでは同種の「部分出産中絶禁止法」が半数を越える28の州で成立し、そのうち20州で合憲性をめぐって係争中である [Ms. 1997: 57]*¹。

本論文では、この PBAB 法案をめぐる連邦議会での動向と、プロチョイス側の運動を中心に考察する。中絶をめぐる運動は必ずしも宗教的人々対世俗的人々とか、女性対男性といった性格ではなく、様々な要素が絡まりあっていることはこれまでの研究でも多々指摘されている*²。しかし、女性の体を戦場とするきわめて政治的な闘争であることは明らかである。運動の中でどのような女性観やジェンダー関係が現れているのかにも触れることができれば幸いである。なお、本稿は1998年9月までの状況に関して論じるものであることを付け加えておきたい。

I. 1995年 PBAB 法案

1995年の PBAB 法案は、共和党の「家族議員連盟 (Family Caucus)」と、中絶反対運動の中心をなす「キリスト教連合 (Christian Coalition)」, 「全米胎児の生きる権利を守る委員会 (the National Right to Life Committee: NRLC)」などが核となって導入した、特定の中絶手術禁止法案である。そもそもプロライフ団体がこの中絶手術法に関心を持ったのは、全米中絶連合 (the National Abortion Federation: NAF) の1992年年次大会で発表された資料を、NRLC が1993年に入手したのが、始めだという [CQ Researcher 1997b: 1043]。キリスト教連合が1995年5月に発表して議会にその実施を要請した10項目の「アメリカ家族との契約 (Contract With the American Family)」の中には、妊娠後期中絶禁止も含まれていた。キリスト教連合の事務局長ラルフ・リード (Ralph Reed) が連邦議会で行った記者会見には下院議長ギングリッチ (Newt Gingrich) からも同席していたほどである [RFN 1995 a]。

1995年6月15日にはチャールズ・キャナディ (Charles Canady) 下院議員が法案を提出している。法案によれば“partial-birth abortion”の定義は、「生きている胎児を部分的に経膣出産させ」、その「後で胎児を殺し出産を完了させる」こととされ、

* 1 1998年9月10日現在で、1995年以来次の28州で法案が成立した。AL, AK, AZ, AR, FL, GA, ID, IA, IL, IN, KS, KY, LA, MI, MS, MT, NE, NJ, OH, OK, RI, SC, SD, TN, UT, VA, WV, WI。このうち20州で係争中、19州では差し止め命令の発令などで完全施行にはいたっていない。ヴァージニア州のみで、二審判決が一審判決の差し止め命令を破棄している [Arndorfer 1998: 6-7]。

* 2 これまでの研究の一部を挙げると、Ginsburg [1989], Petchesky [1990] がある。

その行為を行った「者が罰金または2年以下の懲役またはその両方の刑罰を受ける」という [H. R. 1122, Chapter 74 Partial-Birth Abortions, Sec. 1531, 105th Congress 1st Session]。ちなみに、初めの文章では「胎児または幼児」と、幼い子どもを意味する“infant”という言葉が使用されていたことから、この世に生まれ出る前の胎児も生まれて何年かたった幼児も同等だとする立案者たちの意図が読み取れる [105th Congress, 1st Session S. 6 Chapter 74 Partial-Birth Abortions Sec. 1531 (a), January 21, 1997]。この法案の文章では不明瞭だが、禁止が予想される手術はおそらく専門用語では D & E とか D & X (各々 Dilation and Evacuation, Dilation and Extraction で双方とも子宮頸管の拡張と内容物の排除・摘出の意) に当たるだろうと言われていた。

これらの手術が例外として許可されるのは生命の危険のみで、女性の健康や胎児の重い病気の場合は認めていない。手術が女性の生命を救うために必要であり、かつ、これ以外の手術方法はあり得なかったと医師が証明できない限り、その医師は訴えられ、処罰される。女性本人は処罰の対象とはならず、女性が医師に同意していた場合でも、未成年の場合は女性の両親が、また女性の相手の男性も、当該医師を訴えることができる、とした [CQ 1997 d: 1137; RFN 1995b: 6]。

クリントンは、数回にわたり法案に反対する旨の書簡を議会へ送り、実際2回とも拒否権を発動した。理由は次のとおりである。この手術方法が確かに非人間的で残酷であることは認める。しかし、母体の健康

を救うために稀だとはいえこの手術が必要な悲劇的状况がある現実を前に、そのような状況を考慮しない法案は支持できない。「女性の生命」だけでなく「女性の健康」をも例外として認めない限り、この法律は、手術自体よりももっと非人間的なものとなる [RFN 1996a: 3]。

下院司法委員会では民主党のプロチョイス議員からいくつか修正案が出されたが、すべて否決されている。例外として胎児に重い病気がある場合を「母体の健康」維持のため認めるという案も否決されたことは、日本の中絶に関する法律とまったく異なる点である [Ogata 1997: 49-62; RFN 1995c: 4-6]。法案支持者は、「健康」の例外条項を入れればザル法になる、「この手術は健康な女性の体に宿る五体満足な赤ん坊に何千回となく施されている。そのことをクリントンも承知しているはずだ」と繰り返し、徹底的に「健康」条項を入れる修正に反対した [Benet 1997: 11]。

直接処罰の対象となる予定の医師たちはどのように反応したのだろうか。州レベルの医師会としては最大のカリフォルニア医師会 (California Medical Association, CMA) が法案反対を表明したのを始め、アメリカ女性医師会 (the American Medical Women's Association)、生殖健康専門家協会 (the Association of Reproductive Health Professionals)、全国看護協会 (the National Association of Nurse Practitioners) が反対した。一方アメリカ医師会 (the American Medical Association, AMA) は、法案支持を勧告した立法評議会を理事会が非難するという混乱した状態であった [RFN 1995e: 6]。のち

に AMA は決定的な役割を果たすことになる。

下院は11月1日に288対139で「1995年部分出産禁止法案」を可決した。手術方法を細かに描写したポスター大の絵を提示することが圧倒的多数で許可されたので、法案提案者キャナディ議員が数え切れないほどこのグラフィックな手段を使って議論することになった。

法案が上院に送られた時点でクリントン大統領は法案を支持できない旨声明を出し、司法省もドール (Bob Dole) 上院院内総務に書簡を送り、「HR 1833 は最近最高裁で再確認された憲法基準に反しており、さらに重要なことには、この法案は女性の健康保持という例外を十分認めていない」と批判している。また、先に挙げた医師関係団体以外に、アメリカ産婦人科学会 (American College of Obstetricians and Gynecologists: ACOG) も反対を表明した [RFN 1995f: 7]。上院司法委員会では12人の証人が出席して6時間に及ぶ公聴会が行われた。法案の曖昧な文言、具体的にどの手術方法が適用を受けるのか、議会が医学界に侵入するという前例のない行為の意図は何か、などが議論の焦点となった [RFN 1995g: 8]。

上院本会議では3日間審議が続き、女性の生命に危険があり、この手術以外の方法では母体の命を救えない場合のみ例外として認める旨の修正だけが基本的に認められ、それ以外の修正案——ヴァイアビリティ (viability: 胎児の母胎外での生存可能性、およそ24週以降とされている) 以前ならば認めるという案など——はすべて否決された。この点は後述する、ロー判決との衝突

に関わる部分である。そして1995年12月7日に上院は54対44で可決し、修正案を論じるための両院協議会に再び法案は送られることになった [RFN 1995h: 5-6]。

翌1996年3月27日に下院は2時間の激論の後、286対129で修正後の HR 1833 を再可決した。予告どおり、4月10日にクリントンは拒否権を発動する。これに先立ち大統領は、この手術を受けざるを得なかった女性5人とその家族らと面談し、拒否権発動後の記者会見ではこれらの女性たちも同席して自分の経験を語り、この法律の危険性を訴えた [RFN 1996b: 3; 1996c]。

下院は9月19日、285対137で大統領の拒否権を覆したが、9月26日、上院は57対41で拒否権の覆しに及ばず、法案は流れた。こうして「部分出産中絶禁止法案」は、翌1997年の第105議会で仕切り直しとなる [RFN 1996d: 4]。

II. 1997年 PBAB 法案

1. フィッツシモンズ告白の波紋

連邦議会では1997年初め、再び同様の1997年 PBAB 法案が、リック・サントラム (Rick Santorum, R-Pa) 上院議員とキャナディ下院議員によって提出された。ここで事態が急展開する出来事が起こった。全米中絶医師連合 (the National Coalition of Abortion Providers: NCAP, 220のクリニックが所属) の事務局長ロン・フィッツシモンズ (Ron Fitzsimmons) が、1995年のテレビ番組「ナイトライン」のインタビューでこの手術は滅多に行われないと述べた (この部分は未放映) のは「うそだった」と、告白したのである。これで、プロチョイス側の初めからの主張——この

手術は年間 300 から 400 件ほどしか行われていない——というのは極端な第 3 期の手術だけのことであり、実際は第 2 期に行われているものが何千件とあると判明したわけで、プロライフ側が勢いづいたのである。プロチョイス側は数字を操作している、という以前からあったプロライフ側からの攻撃に弾みがつく結果となった。PBAB 法案が議会で登場した当初、NARAL のマイケルマン会長らは議会で、このような手術は胎児に悲劇的な障害が見つかった数少ない場合だけだと述べていたから、なおさらであろう。

この件に関して、「これまで扱った中で最悪の問題です」とあるプロチョイスの活動家は言う。

医療の数字は非常に複雑です。最初私たちは、全国でこのような中絶手術は 400 件くらいあるだろうと考えました。医師にインタビューしたのです。反対派は出産の 3 インチ手前で赤ん坊が殺されているんだ、ということばかり言っていたので、それで、我々は妊娠第 3 期の悲劇的状況に注目したわけです。しかし、話が進むうちに、この手術は後期だけでなく妊娠中期にも行われていることがわかってきたのです。議会や一般の人々は、我々がうそをついたと思っています。世間からの信頼を得ていないという大変な問題を私たちは抱えています [Ms. 1997: 57]。

フィッツシモンズ告白を契機に、プロチョイスはますます不利になってきた。なぜフィッツシモンズはこのような、政治的に

誤った告白をして、プロチョイス側を危機に陥れたのだろうか。『USA トゥデー』紙 (USA Today) のコラムニスト、ウォルター・シャピロ (Walter Shapiro) のインタビューによれば、フィッツシモンズがこのような告白をしたのは、手術を行っている医師たちの名誉を守るためであり、この手術方法は医学的にも感情的にも良い手術だと考えているからだ、ということである [Shapiro 1997]。フィッツシモンズの意図は確かに、政治論争に火をつけることではなく、記録を正確にしておきたい、ということではあった [CQ 1998a: 128]。

筆者は 1998 年 4 月、ワシントンで CFFC 会長キスリングと行ったインタビューで、フィッツシモンズ発言について尋ねてみた。

我々プロチョイス運動の中では、彼は一度もプロチョイス活動家とはみなされていませんでした。彼は 6, 7 年前 NCAP のロビイストに雇われただけのビジネスマンで、重要人物ではないのです。あんな発言をしたのは日常的にあのような手術を行っている医師の名誉を守るためです。だから、ある意味ではうそをついた人など誰もいないのです。「部分的真実」(partial truth) などと呼ばれるのは、そのためです [Kissling インタビュー (1998)]。

プロチョイス陣営に言わせればこうなるのだが、フィッツシモンズの告白が一般社会に及ぼした影響は大きかった。筆者の友人でもあるシャピロは、この告白以来自分がプロチョイスのままではいいとは思えなく

なると、筆者に語った [Shapiro 電話インタビュー]。PBA の論議は、一般の人々だけでなく、シャピロのようなインテリのプロチョイス支持者にも、プロチョイス活動家はうそつきだと思わせ、すべて中絶は PBA のようなものという極端なイメージを植え付け、ガーバー人形のようなかわいい赤ちゃんが中絶という名の下に実は殺されているのだ、というイメージを固定させるのに役立ったのは、明らかだ。

「フィッツシモンズ効果」にも力を得て、1997年 PBAB 法案は、3月20日には下院を通過した。295対136で、1996年9月の拒否権無効化の採決時よりさらに10票賛成票が増加している。さらに5月20日には上院で通過した。上院での採決は64対36、あと3票で大統領拒否権を覆せる数に迫っている。1995年12月に上院が初めて可決した時に比べると10票も賛成票が増えたことになる。修正後再び下院を295対136で通過して法案が成立したのが、1997年10月8日である。大統領は10月10日に二度目の拒否権を発動し、法案は宙に浮いたままの状態、次の審議は1998年の第105議会第2セッションに持ち越しとなったのである。

議会ではこの手術方法を繰り返し絵図を使用してヴィジュアルに描写したのだが、ここで、議会で使用された絵図を示しておきたい。興味深いことに、この絵図を載せているのはいずれもプロライフ団体の資料で、プロチョイス団体側の資料にはまったくこの絵図を見つけることはできなかった [http://www.ohiolife.org/aborters/dx.htm] (挿絵参照)。

2. アメリカ医師会 (AMA) の翻意

1997年 PBAB 法案審議でプロライフ有利の傾向にさらに拍車をかけたのが、AMA の突然の支持であった。それまでは他の医療関連団体と同様、基本的には法案反対の立場だった AMA が、上院の投票前日に当たる1997年5月19日、突然、PBAB 法案支持の声明を出したのである (ACOG は継続して反対)。その理由は、該当する手術方法が限定されたこと (D & E は禁止対象からはずされた)、医師が起訴を免れる例外枠が広がったこと (母体の生命が危機に瀕している場合には、この方法以外にはなかったという証明をせず、医師の判断で行ってもよい)、告訴された医師の刑事裁判開始前に、州の医師会において当該医師の審査を行う権利が与えられたこと、の3点であった [CQ 1998a: 128; Seward 1997]。『ニューヨークタイムズ』紙の社説は次のように AMA を非難し、大統領に拒否権発動を勧めている。

どのような中絶手術を行うかという最終決定は医師に委ねられるべきだと意見しておきながら、AMA 理事会は……医師が刑事訴訟から逃れられるという保証の言葉と引き替えに、政治家に中絶手術方法禁止を許してしまった…… [Seelye 1997]。

有力なプロチョイス団体のひとつである「生殖法政策センター」(the Center for Reproductive Law and Policy: CRLP) のニューズレターには、法案反対から賛成へと上院採決直前に翻意した AMA の態度を皮肉った風刺漫画が載せられている。男性医師が手にした新聞に、「我々は中絶



Guided by ultrasound, the abortionist grabs the baby's leg with forceps.



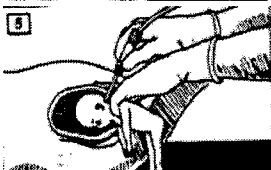
The baby's leg is pulled out into the birth canal.



The abortionist delivers the baby's entire body, except for the head.



The abortionist jams scissors into the baby's skull. The scissors are then opened to enlarge the hole...



The scissors are removed and a suction catheter is inserted. The child's brains are sucked out, causing the skull to collapse. The dead baby is then removed.

子宮を拡張させ、胎児の足から「部分的に出産」させる形で頭部を残して、産道を通して胎児を母体外に出す。そこで、頭部にメツェンバウムばさみと呼ばれるはさみを入れ、頭部に穴をあける。その穴にカテーテルを注入し、内容物を吸引してから、胎児を完全に子宮の外に摘出する。

禁止に賛成するものではない……」「我々の給料小切手の健康に危険を及ぼす場合を除けばの話だが」という文字が見える。AMA は共和党と取り引きして、女性のことより保身に走って法案賛成へと翻意した、という批判である [RFN 1997: 1]。

3. ロー判決との衝突

1973年にロー判決で中絶が合法化されたから、プロライフ勢力は憲法修正で中絶を全面禁止することを最終目標として、法廷闘争や連邦最高裁判事の保守化寄りへの入れ替え、過激派プロライフの暴力行為、そして共和党が連邦議会を掌握してからは先述した一連の中絶規制法制定によって、着々とからめ手から中絶全面禁止へと進めてきていることになる。今回のPBAB法案は、1995年以来の様々な中絶規制法の流れの一環として、位置づけることができる。

しかし同時に、PBAB法案は次の2点でロー判決と衝突すると予想され、憲法上の問題になり、プロチョイス側が裁判で戦うことになる見込みが強い。

- 1) この法律に該当する手術は妊娠第3期だけでなく第2期にも行われていることが判明したので、ヴァイアビリティ以前の政府の介入を禁じている部分でロー判決とぶつかる。この点は、フィッツシモンズ告白がプロライフにとっては不利になった。
- 2) ロー判決には次のような文章がある。「胎児が母体外で生存可能（ヴァイアビリティ発生）となった後は、州は、胎児の生命を保護するために、医学的判断で母体の生命または健康保護に必要な場合を除き、中絶の規制さらに禁止をも選択できる」[Roe v. Wade]（下線は筆者）。つまり、

第3期でも母体の生命および健康に危害が及ぶ場合は例外として中絶が認められているのに、PBAB法案では女性の生命だけが認められ、健康を例外として認めていないのである。

このように、PBAB法がロー判決に抵触し、裁判となれば違憲判決が下される要因が大きいという理由で、法案反対から賛成へと立場を変えた連邦議会議員も出ている。賛成投票に変更した民主党上院議員3人の1人、カトリック教徒であるトム・ダッシュェル (Minority Leader Tom Daschle, D-S. D.) は、選挙区カトリック教会からの圧力に加え、ロー判決に依拠すればヴァイアビリティ発生前なら女性には中絶を受ける権利があるし、また、「過重な重荷」を女性に負わせてはいけないというケースー判例 (*Casey v. Planned Parenthood of Southeast Pennsylvania*) にも反するので、いずれ違憲判決を受けるだろうという期待を理由に、態度を変更したと述べている [CQ 1997e: 1197; Seelye 1997: 1]。

III. 法案に対するプロチョイスの認識

今回のPBAB法案をめぐる論争で、プロチョイスは劣勢に立たされてきている。それまでプロチョイスを自認していた一般の人々の中にも、一定時期以降の妊娠中絶は殺人と紙一重ではないかと感じる者も多い。プロチョイスの活動家陣営内部でも、この問題は微妙な波紋を呼んでいる気配もある。プロチョイスの人々がこの法案に対してどのように認識しているのかを見てみよう。

まず、プロチョイス運動の活動家たちに

ほぼ共通する反応は、この法律が通れば中絶の権利は徐々に消えていき、特定の手術だけでなく他の中絶手術も全面禁止の道へ進むのではないかという危惧感である。CRLP (生殖法政策センター) の副会長キャスリン・コルバート (Kathryn Kolbert) は、「1994年以来、中絶反対議会との勝負は悪化する一途だ」と憂慮する [CQ 1997b]。

CRLP の会長ジャネット・ベンシューフ (Janet Benshoof) は、ロー判決25周年に寄せた1998年1月の記事で、次のように述べている。

ロー判決に対する最新の脅威は、いわゆる「部分出産中絶」禁止という隠れ蓑をかぶってやってきた。この禁止法は議会でも17の州でも成立した。あいも変わらぬ女のステレオタイプをねじったものである。つまり、政府がチェックしなければ女は気軽に中絶する (abortion on demand), という考えだ [RFN 1998a: 2-3]。

以下、その他プロチョイス組織幹部やプロチョイスの議員、手術経験者たちの発言を中心に見ていきたい。

1) 全米中絶連合 (the National Abortion Federation: NAF)

PBAB 法案反対運動の最前線にあったといわれる「全米中絶連合」の会長ヴィッキー・サポルタ (Vicki Saporta) は、次のように語る。

会長になって2週間目の1995年5月、この法案の公聴会が行われることを知った。

キャナディ議員提出の法案は、「全米胎児の生きる権利を守る委員会」による悪意に満ちたキャンペーン (妊娠第2期の後半から第3期に行われる手術法禁止) の成果である。私がまず思ったのは、これで被害を受けるのはどんな女性だろうかということだった。この手術を受けた女性を何人か調べてみると、皆妊娠後期に、子宮外では生きられない重い病気がおなかの子に見つかり、医師が最も安全だと勧めたこの方法で中絶せざるを得なかったことがわかった [Ms. 1997: 57]。

2) 手術体験者

PBAB 法案が禁じようとしている手術を現実を受けた体験者たちの中には、進んで議会で証言した女性がいる。その1人、ヴィッキー・ウィルソン (Viki Wilson) は、手術をしてくれたマクメイホン医師からD&Eや他の後期中絶手術が非合法になろうとしていることを聞いて「非常に怒りを感じ」、1995年に議会の司法委員会で証言した。ワシントンに来てみて「驚愕しました。反対派でいっぱいだったのです。ガーバー人形やメッツェンバウムばさみ (医師用はさみ) を手に持っていました」。彼女は、司法委員会での議員の反応にも仰天した。イングリシ共和党議員 (Bob Inglis, R-S. C.) は、この中絶を受けた女性は「現実の世界に住んでいない」「過激派の端くれだ」とののりし、こんな手術をする医者には「雇われ殺し屋だ」とも言ったという。

もう1人の経験者タミー・ワッツ (Tammy Watts) は、司法委員会委員長ハイド議員からは、「殺戮者 (exterminator)」

と呼ばれたという。当時司法委員会の委員だった前民主党下院議員のパット・シュローダー (Pat Schroeder) は、当時の雰囲気「魔女狩り裁判のように非常に残酷でした。まるで私たちが腹グロで信用できないかのように」と、敵意に満ちた様子を語っている [Ms. 1997: 55-57]。

3) プロチョイス女性議員

シュローダー議員は1995年の一度目の法案の場合、議会で14名連名で反対意見が提出されたのと併せて、下院司法委員会の女性メンバーたち、ゾウ・ロフグラン (Zoe Lofgren)、シーラ・ジャクソン=リー (Sheila Jackson-Lee) 議員との連名で、別に反対意見を提出している。

彼女たちの反対意見の中に、医学的にこのような中絶手術が不可避だった体験者の例を挙げたものがある。いずれも、望んで妊娠したのに、重い障害や病気のため出生後すぐ死亡することが判明した胎児だったためこの手術を受けざるを得ず、この手術のおかげで、再び妊娠・出産することができた、という女性たちの例である。そのような場合にこの手術方法が違法となってしまうと、アメリカ女性の生命や健康、そして将来健康な子供を持つ能力も危険にさらされる、と論じている。女性の命を救うために医師が必要と認めた手術であり、憲法でも認められた方法だというのに、それを政治家が違法にしまおうとする理不尽な法案だという。

この反対意見書には医師に恐怖感を与える悪影響も論じられている。すでに20年間、クリニックへの通行妨害や包囲、暴力、脅し、はては殺人にいたるまで、中絶医に対

して物理的・心理的脅しが続いているのに、この法律が制定された時点には、正当な医学的処置を行ったがゆえに訴訟の可能性まで出てくるとなれば、この手術に限らず幅広く中絶手術全般を行うことに対する恐怖感や嫌気をもたらすという恐るべき影響が医師に及ぶだろう。さらに、PBA (部分出産中絶) などという言葉は医学用語として存在せず、言葉としてあまりにも曖昧で広義すぎるという、ジョンズ・ホプキンス大学の医師 (Dr. J. Courtland Robinson) の証言も反対意見に添えられている。結論として、この法案は医学の見地からも、法律としても政策としても、政府による最悪の干渉だとする。したがって法案の本当の意図は女性の生殖の権利を奪うことなのだ、アメリカ人の過半数が選択権を支持しており、正面から中絶権を排除するのは不可能だとわかっているため、からめ手から権利をそぎ落としていこうとするものだ、と訴えている [Schroeder *et al.* 1995]。

4) 自由な選択権を支持するカトリック (Catholics for a Free Choice: CFFC)

法案審議中からクリントン大統領は女性の健康に配慮した例外措置を含めない限り拒否権を発動すると表明していたが、1996年4月10日の拒否権発動に先立ち、カトリック教会聖職者団による最大プロライフ政治組織、「全米カトリック僧侶議会」(National Conference of Catholic Bishop: NCCB, 300人あまりのカトリック僧侶で構成される) は、『ワシントンポスト』紙に一面広告を載せた。この中でNCCBは母体の健康など「どうにでも定

義できる」とし、その例として「ダンスパーティーの衣装が着られなくなるわ」、「太りたくないし」、「赤ん坊を産むと新車を買えない」などを挙げた。また、NCCBは、クリントンが拒否権を発動すればカトリック教徒の票を失うだろうという書簡を大統領に送っている [NARAL 1996b]。

CFFCは設立以来一貫して教会の政治行動がカトリック信徒の意見を代表するものではないことを主張している、カトリック教徒によるプロチョイス団体である [Kissling インタビュー (1995); Stan 1998]。会長フランシス・キスリングは、PBABについて次のように語った。

CFFCとしては出産時期に近い胎児を中絶してもOKだというわけにはいかないし、さりとて運動の主流派であるNAFやCRLPと違う立場を表に出したくはなかったので、意識的にPBABの問題には関わらないようにしたのです。建設的な議論でなければ関わらない方がよいと判断したわけね [Kissling インタビュー (1998)]。

おおかたのプロチョイス組織の意見と異なり、キスリングはPBAB法案を契機に中絶全面禁止へ向かうという危機感を持っていなかった。「今は超保守の時代は終わり、中間からリベラルの方へ向かっている。PBAB法案は今年は成立するだろうけれども、全体的な中絶権の将来については悲観していないね」と述べた [Kissling インタビュー (1998)]。PBABとの関与を避け、宗教と女性とのより肯定的な関係性を求めて、さらに国際的に活動したいとい

う新しい方向性を探りつつあるCFFCであった [Toner インタビュー]。

5) 全米中絶生殖権行動連盟 (the National Abortion and Reproductive Rights Action League: NARAL)

宗教色のないNARALも、「カトリック僧侶は各々のカトリック教徒の意見を反映していない。カトリックの多数派はアメリカ人全体の多数派と同様、女性の選択権を支持している」と表明し、カトリック教徒と中絶についての各種の最新調査結果を発表してきた。同時に、後期中絶を受けた女性とその家族を写真入りでインターネットにも載せて実体験を紹介し、NCCBが糾弾するようないい加減な理由で後期中絶を受ける女性の姿が虚偽であることを、1995年から広報してもいた [NARAL 1996c; 1992]。

1998年4月に行った、NARALの会長ケイト・マイケルマン (Kate Michelman) との2回目のインタビューで、なぜプロチョイスはPBABで敗れつつあるのか、と尋ねると、次のような答が返ってきた。

私たちはこの手術方法をまったく知らなかったもので、不意をつかれ、油断しているところをつかまったのよね。自分たちの土俵に残ればよかったのに、まんまと彼らのグラウンドに引きずり込まれて、むこうの戦法に乗ってしまったわけ。いまだに危機を逃れたとはいえないわ [Michelman インタビュー (1998)]。

1998年4月段階での現状については、

「超保守の議会と女の間には大統領が立ち
はだかっているだけ」と表現したが、確かに
大統領の2回の拒否権でかろうじて
PBABは成立を免れていることになる。
ポーラ・ジョーンズ (Paula Jones) による
セクハラ訴訟の頃から、「なぜフェミニス
トはこんな大統領を擁護してジョーンズを
支持せず、1991年のアニタ・ヒルによるク
レアランス・トマスへのセクハラ告発の時
ヒル援護に回ったのと異なる態度をとるの
だ？」という批判がマスコミに見かけられ
たが [Ms. 1998], 女として個人的にはク
リントンの行為に反吐が出る思いであった
としても、中絶権死守の頼りになるのはク
リントンしかいない、というのは現実であ
ろう [Gillespie 1998a: 1; 1998b: 1]。

1998年の中間選挙目標として、プロチョ
イスの候補者を増やすこと、下院では共和
党と民主党の議席数が並ぶためにあと11議
席民主党が増えることが必要とのことだっ
た。

マイケルマンの議論はさらに次のように
続いた。ロー判決の逆転のみが、一般の無
関心層や中立層を動員する方法であり、ケ
イシー判決(1992年)がロー判決を曖昧な
まま一応残したがために、普通の人たちは
安心した。それが1994年選挙の敗退につな
がった。下院で40人も、上院では6人のプ
ロチョイス議員を失った。NARALの会員
数も減り、全体にプロチョイス運動は衰退
してしまった。もしケイシー判決がロー判
決を破棄していたら、憲法修正で中絶の権
利を保障することだって可能だったろう、
と [Michelman インタビュー (1998)]。ケ
イシー裁判の最中には、確かにプロチョイ
ス側の弁護士が、玉虫色の判決を出すくら

いならあえてロー判決破棄の方がプロチョ
イス運動にとっては有利だという、一見逆
説的な論を展開していたのは事実である
[緒方 1993]。マイケルマンはさらに、

普通の人には全然中絶に関する議会の動き
なんか知らないのよ。あなたのようにこ
の問題を研究している人とか、アメリカ
人でも我々のような組織で活動している
人でなければ、PBABのことも知らな
いんだから [Michelman インタビュー
(1998)]。

とも発言した。なるほど一般の市民たちが
議会の動きを逐一把握しているわけではあ
るまい。1998年8月19日-22日に筆者がニ
ューヨーク州を訪れた時に尋ねてみた女性
史を専攻する博士課程の女子大学院生も、
PBABのことも知らなければ、自分の州
で規制があるか否かにも無頓着であった。
自分自身が中絶か否かという立場に立たさ
れて初めて、法律で自分の体が縛られてい
ることを知る女性やその家族は多いだろう。
その意味では、マイケルマンが論じたよう
に、中絶再合法化を意味するロー判決破
棄の「逆プラス効果」を期待するのも、う
なずけるものかもしれない。

IV. プロチョイス運動内の論議 ——運動の転機か？

さて、PBAB法案の審議が連邦議会で
足かけ4年続く間に、プロチョイス運動内
部にも様々な論議や反省、意見の相違など
が現れてきた。フェミニズム雑誌『ミズ』
は、1997年5月/6月号でPBABをめぐ
る特集や座談会を組んでいる。『ミズ』と

してのこの法案に対する見解は次のようになる。1995年に両院で可決、1996年に拒否権、1997年に再可決、拒否権、という動きが何を意味するかといえば、女性が自立して選択することへの侮蔑感と、出産か中絶かに際して女性が直面する困難な決定の完全無視、ということだ、PBABは胎児を女性の上に支配させようとする試みのひとつだ、とする。この座談会では主なプロチョイス団体の幹部が一堂に会して、組織間の相違点や食い違いをも露わにしながら率直に運動のジレンマや方向性などを話し合っている [Ms. 1997: 64-71]。その中からいくつかの点を拾いながら、運動内の論議を考察してみたい。

CFFCの会長キスリングの発言は、他のリーダーと比較して、際だっているように思われる。たとえば彼女は、「中絶は命を奪うことだ」と言ってしまったら、「妊娠している女性と道徳的にも肉体的にも法的にも同格な人間の生命を奪うこと」だと大多数の人には誤解されてしまうから、これまでプロチョイスは、公にこのことを言えなかったと、指摘する。さらに、これまでのもうひとつの問題点は、両派ともに女か胎児かの一面しか扱ってこなかったが、今度のPBABでは28週から32週の胎児が議論の中に入って来るわけで、このことを道徳的要因として無視するわけにはいかない、と述べる。

プロライフ派は特定の手術に焦点を合わせることによって、女性の選択権から、もしあるとすればどのような権利が胎児にあるのか、という点に論点をずらすことに確実に成功した。セントラム上院議員に言わせれば、「PBAの話をする時に、赤ん坊

を見ないわけにはいかないんだ。生きている赤ちゃんがすぐそこにいるのだから」 [CQ 1998a: 128] ということである。もともとプロチョイス運動の指導者たちは、胎児をこの世に生きている人間と同格にみなすことについて苦々しい思いを抱いていた。『ミス』編集長 (Marcia Gillespie) は、プロチョイス派は胎児を抽象的にしか論じてこなかったけれど、プロライフ派は胎児を見事にガーバーベイビーにしたあげた、今や多くの人が胎児といえばベイビーフードのガーバーの絵のようなかわいい赤ちゃんをイメージする、と言う。これに対してキスリングは、次のように挑戦する。

あなたは反対派がいかに巧妙に胎児を人間と同一化してきたか (personalizing the fetus) をネガティブに述べてきたけれど、私はそれが悪いとは思わない。逆に胎児を人間と思わないことの方がおかしいと考えている。妊娠第2期後半の中絶手術を私も見たことがあるが、どんな方法を使おうが、あれは個人的に人間として尊厳できる段階にある。……妊娠後期の胎児には価値もあるし、存在感もあるし、人間化もできるし、人格もあると思う。このような価値観を持った上で、なおかつ私は妊娠後期中絶を受けるかもしれない [キスリング発言, Ms. 1997: 68]。

キスリングの意見に対して、「全米家族計画連合」 (Planned Parenthood Federation of America: PPF) 元会長 (1978-1992年) で現在シンクタンク「ジェンダー平等センター」 (the Center for Gender Equality) 会長のフェイ・ワトルトン

(Faye Wattleton) は何度も反論する。ワトルトンは徹底的のプロチョイスであり、あくまで女に決定権があるのだと主張する [ワトルトン発言, *Ms.* 1997: 68]。キスリングは「女に決定権がある」という点には同意しつつも、ヴァイアビリティ以降でも決定権が常に女性のものだとは言いかねるという。

胎児の側にも立って考えねばならぬ時点があるのだろうかかと自問するのです。女性の決定能力を否定しないで、同時に胎児からの主張をも尊重する道はないのだろうか。妊娠後期の場合は倫理委員会でも設けて何らかの審議をした方がいいのではないか、たとえ形式的でもよいから [キスリング発言, *Ms.* 1997: 68]。

キスリングに反発するワトルトンは、「おまえ、寝返ったのか?」とでも言いたげな風で、「私たちは態度を変えたから今日ここに集まったの?」 [ワトルトン発言, *Ms.* 1997: 68] と、やや陰悪な雰囲気にもなりかけている。

カトリック教徒であることを中核にした上でのプロチョイス団体である CFPC のキスリングだけが、この座談会において、あえて胎児の側に身を置いた、それまではプロチョイス内ではタブーといってもよかった発言をしていることに注目したい。しかし、妊娠後期には胎児にも「人権」というべきものがあると示唆しつつも、その上でかつ、キスリングは、後期中絶を否定はしない。道徳的に、あるいは生命倫理にかんがみ、あるいは自分の良心に照らし合わせて苦悩した上で、最終的には女性自身が

決められる余地を残すべきだと論じているのだ。

NARAL の前理事でウェルズレイ大学の生物学・倫理学・生殖政治学教授のエイドリアン・アッシュ (Adrienne Asch) は、「自分自身が子どもを持ったことで変わった部分もあるかもしれない」と認め、ワトルトンは、「私は逆に娘が望まない妊娠をしないか、恐怖だわ。子どもを持ったことでますますプロチョイスになった」と反論しているのも興味深い [アッシュ, ワトルトン発言, *Ms.* 1997: 68]。ちなみに、一般に子どものあるなしでプロチョイスとプロライフ活動家を区別することはできない。

公民権運動とプロチョイス運動を関連づける考えも出ている。ヒスパニック系の生殖に関わる健康と権利団体の理事で弁護士・ニューヨーク市立大学の準教授でもあるキャサリン・アルビサ (Catherine Albisa) は、「中絶の問題と人種差別主義とを関連づけずにはいられない。ロー判決でもブラウン判決でも、裁判所の判断は正しかったと思う。もしこういった問題を住民投票にでもかけていたらどうなっていたかと想像すると、ぞっとするわ」と述べ [アルビサ発言, *Ms.* 1997: 69]、ワトルトンが「我々は公民権運動の中にあるようなものだ」と言ったのを受けて、「そうね、フェイ、まさに私たちそのものが公民権運動よ。私たちが人権運動なのよ」とアルビサが同調している [アルビサ, ワトルトン発言, *Ms.* 1997: 71]。

筆者もプロチョイス運動は女性の人権に関わる運動だと理解しているのだが、その場にもしプロライフの指導者が同席していたとしたら、アルビサやワトルトンの発言

に対して、きっと、自分たちこそ「胎児の人権」を尊重する人権運動だと反論するのではないかとも、思われる。プロライフは子宮内の胎児をすでに生活している人間と同等の「人」と扱って議論し、行動している。人間の生命はいつから始まるのかという難解な問題をここで考察することはできないので、本稿では触れないが、筆者は妊娠している女性の方を胎児よりも優先して考える。妊娠も末期であれば当然胎児に対する感情は初期とは大きく異なるから、単純に女性を優先せよとはいえないというキスリングの主張には、同意できる。しかし、だからといってどのような決定を下すかということに関して、政府なり、胎児の命は女の体よりも絶対神聖だと狂信的信念を持つ他人に指示をされることなど、許されないと筆者は考える。

座談会出席者全員の共通認識として、宗教右翼は暴力だという考え方も出ている。PBABの論議に暴力的風潮はどんな影響を与えただろうかという問に対し、プロチョイス指導者たちは以下のように述べている。プロライフから「包囲されている (under seize)」状況が、何よりも、今日のようにぎくばらんに話をすることができなくなった要因だと思う [ギルスピー発言, Ms. 1997: 69]。過激派プロライフからの爆弾とか銃といった暴力だけではなく、宗教右翼の台頭とか神政主義的な現在の政府だとかの暴力もある。これらの暴力によってプロチョイスが沈黙を強いられてきたこと、自由にものを言えなくなってきたことの結果が、今のPBAB成立目前という事態になったのかもしれない、というエピソードの牧師で「生殖の選択を支持す

る宗教連合」(Religious Coalition for Reproductive Choice) 全米会長のキャサリン・ハンコック・ラグズデール (Katherine Hancock Ragsdale) の発言 [Ms. 1997: 69-70] は、納得できるものだろう。プロライフの基本的立場は、中絶を選択肢のひとつとして認めないという非寛容であり、絶対的価値観を他者に押し付けるという意味で、暴力といえるのではなからうか。

さて、PBABの論議を経てきて、プロチョイス運動は転機に来ているといえるだろう。先に見てきたように、プロチョイスが今後とるべき道として、各団体が一致した考えを共有しているわけでもない。大ざっぱに言って、PPFAやCRLPはあくまで「女性の選択の権利」を基本方針として進もうとしているようだ。マーガレット・サンガー (Margaret Sanger) の産児制限運動に起源を持ち、クリニックを併設するPPとしては当然のことかもしれない。CRLPは元来アメリカ市民的自由連合 (ACLU) の一部だったもので、中絶に関する多くの裁判でプロチョイス側の弁護を担当している組織だから、この理論を中心に置かざるを得ないことは理解できる。

一方プロチョイス団体の指導者や活動家の中には、「女性の選択の権利」一本槍で進むことに懸念を示し、他の主義主張も考慮すべきだという者も現れている。たとえばCFFCのキスリングは、次のような提言を行っている。

- 1) 運動の活性化。新しい指導者が決定的に必要である。アフリカ系アメリカ人や若い人などをもっと入れるべきだ。
- 2) PBAのような数少ない中絶にとらわ

れるのではなく、もっと多くの女性にとって身近な中絶の問題に力を入れるべし。メディケイド（貧困層向けの公的医療保険）や軍隊の女性など公的資金で中絶を許されない人たちの問題に、大統領もプロチョイス指導者も取り組んでいない。資金援助と中絶を受けられる機会の復活を最優先事項にすべきだ。

- 3) フェミニストとしての本質を維持せよ。生殖の「権利 (rights)」ではなく生殖に関する「健康 (health)」の方に議論が動いてきたのはおかしい。PBAB 法案の議論でも、「医師の権利」に焦点を合わせるのはやめて、やはり「女性の権利」を議論の中心に持ってくるべきだ。その点最高裁の方が進んでいるかもしれない。ケイシー判決の文面では明白に女性の権利を謳っているではないか。
- 4) 中絶は政治問題だけではなく道徳的問題でもある。真剣に考え、疑問を発せよ。本も読め [Kissling 1998: 77; 1997/98: 2-3]。

提言の中でキスリングは、「女性の権利」を議論の中核に置くことを改めて認識すると同時に、中絶は道徳の問題であることをなおざりにすべきでないことも強調している。

プロチョイスの運動はこれまで、アフリカ系アメリカ人が少なかったと言われている。筆者が今までにインタビューした中で、NARAL のノースカロライナ支部で話をしたアフリカ系女性スタッフは、その点を指摘し、アフリカ系アメリカ人はプロチョイスに対して冷淡な者が多いが、彼らの誤解を解いてプロチョイス運動に引き入れる努力をしている様子を語ったことがある

[Finan インタビュー; Karen インタビュー] (ついでながら、先の『ミズ』座談会に出席している PPFA のワトルトンは、アフリカ系である)。また、中絶が非合法的な時代を知っている年齢層に偏らず、若い年齢層も運動に引き入れて運動の構成員をより多様化することも、キスリングが 1) で述べたように運動の活性化につながっていくであろう。筆者はまた、キスリングの提案 2) にも賛成する。PBAB 法案に振り回されっ放しというのが1995年以降のプロチョイス運動の姿だった。この問題に固執していてもどれだけ運動全体として前進できるのかは大きな疑問であろう。3) については、これまでに紹介してきたキスリングの議論からは一見矛盾するかにも思えるが、4) で彼女が論じるように、中絶を「女の権利」論議一辺倒で押し通すことを否定し、道徳性をも強調しつつも、やはりキスリングは、中絶の問題は医師の権利ではなく女性の権利が真髄にあるべきだと考えているフェミニストであることに変わりがわからない。CFFC は規模としては大きくないが、4) のような意見を論じることができるのは、カトリック教徒という宗教性を持つがゆえだろうか。中絶をめぐる運動においては、プロライフの方が「道徳の擁護者」風を吹かせてきたが、プロチョイスの人間にも道徳性や良心があることを、今後は主張すべきなのであろう。

規模が大きく有力なプロチョイス組織の NARAL でも、新しい戦略を導入している。そのひとつに「フォーカス・グループ」がある。特定の地域で新しいコマースを集散的に流し、「中絶に反対でもあなたはプロチョイスになれる。フェミニズムと

は女性が選択肢と多様性をもつことなのだから」というメッセージを、態度未決定の人々に伝えようとしているという。実際にそのビデオを見せてもらったが、1998年4月半ばから6週間、オハイオ州とテキサス州でテストの予定だということだった [Michelman インタビュー (1998)]。プロライフが常に「我々は家族を擁護している」(pro-life is pro-family) と、「家族」を看板として独占していることに関して、プロチョイスも自分たちこそよりよい家族のための活動なのだと、「家族を守る」を自分に有利に引き寄せてリベラルな運動に利用しなければプロライフと対抗することはできない、という批判があるのも事実だ [Williams インタビュー]。この点を意識して新しい宣伝ビデオを作ったのかという点に興味を持ちつつ筆者も視せてもらった。「家族」という言葉を連呼するわけではないが、さりげなく「家族」というメッセージを伝えようとする、戦略的に有効なコマースだ、と、筆者には感じられた。

NARAL はまた、中絶の権利を守るという活動と並行して、以前から、望まない妊娠を防ぐために、避妊の研究費増額や、健康保険の避妊への適用を要求するなどのロビイング活動も行ってきていた [CQ Researcher 1997b: 1050]。他のプロチョイス団体も大なり小なり同じような活動も行っている。このような、中絶を不要とするための予防的活動こそ、プロチョイスとプロライフが同意できる共通点である。しかしながら、PBAB の防戦に追われてきたプロチョイスにとって「望まぬ妊娠予防活動」は後手に回らざるを得ないのが現実でもあった。近年「ライフとチョイスのた

めの共通基盤ネットワーク」(Common Ground Network for Life and Choice) なる新しい組織も出現し、両派の共通点、共闘できる点を探る動きも見えてはいる [CQ Researcher 1997b: 1046]。しかしながら、十代の妊娠を防ぐ方法として禁欲(いわゆる純潔教育)だけに固執するプロライフの主張と、性行動の開始が低年齢化し性がメディアにあふれている現実を直視して、積極的に实际的な性教育を推進すべきだとするプロチョイスの考えが相容れるのは、ほぼ不可能に思われる。

さらには、自分の出産をコントロールできることが社会における女性の前進とか活躍にとって重要な鍵となるというプロチョイスの根本的信条を、プロライフは真っ向から否定していることも、両派の歩み寄りが難しいと思われる理由である。あるプロライフは、「女性運動は女性に害を与えたのです。なぜかって？ 中絶は醜い、暴力的なものです。主な関心を中絶に置く運動なんて、誰も心地よくはなれないものよ。……なぜ中絶を要求するのではなく、いつでもフレックスタイムとか休暇がもらえるような要求をしないのですか」と述べる [CQ Researcher 1997b: 1050; 1997a: 181-204]。母親になることに神聖なまでの価値を置く見方や、子どもを産むことを絶対的善とする考え方が色濃く浸透していることが、男性だけでなく女性のプロライフ活動家の発言からも見え隠れする。そこには、プロライフとプロチョイスの大きな溝が横たわっているように思えてならない。

V. アメリカ社会に与えた影響

PBAB をめぐる議論はアメリカ社会に

どのような影響を与えたのだろうか。まずは、プロライフ側が自ら認めているように、医学用語としては存在しない「部分出産中絶」という政治的な言葉 [CQ Researcher 1997b: 1043] を造語して論議を続けてきたことによって、妊娠中絶という事柄が「出産」と同時進行で行われる「殺人」として再定義されたため、中絶のイメージが出産プラス殺人のイメージとほぼ同一化されてしまったことにより、世論がプロライフよりも移行したのだといえる。『ナショナル・ジャーナル』1998年8月1日号では、どちらかと尋ねられれば自分はプロチョイスだという人が減って、プロライフという人が増えてきたと報告している。1998年1月のある調査では、プロチョイス50パーセント弱、プロライフ45パーセントくらいになっている [Carney 1998: 1806-11]。また、共和党の世論調査によれば、1年前は53対35でプロチョイスの方が多かったのが45対45と並んだという数字まで、同じく1998年1月には示されてもいる [Klein 1998: 35]。胎児の一部を母胎の外に出した後にその頭部をつぶすという描写が意図的に繰り返されたことにより、プロライフが増えたことがうかがえる。NAFの会長サポルタも言うように、およそ何であれ手術方法というものを微に入り細にわたって素人に向かって説明すれば、グロテスクだとか気持ちが悪いという印象を与えるものが多いであろう。「医者でない人間が不快に感じるからといってその手術が安全でないとか、そんな手術を行ってはいけないということにはならない」 [CQ Researcher 1997b: 1043-44] が、プロライフはこの極端な手術方法を提起することによって、見

事に中絶には「生きた赤ん坊」が関与しているという場合を大幅に増幅して大衆に認識させたわけである。

中絶絶対反対の活動家や政治家からだけでなく、プロチョイスだった人々からも非難や重い疑問が投げかけられている。女性の選択権を尊重するあまり、道徳的な問題や倫理上の心配事を無視しているという非難を浴びせられているのである。たとえば先述したコラムニストのウォルター・シャピロもそうであるし、シャピロのコラムにあるように、1回目にクリントンの拒否権を支持した民主党下院議員女性カレン・マッカーシー (Karen McCarthy) も、元来プロチョイスであるが「もう嫌気がさした」と言うほどである [Shapiro 電話インタビュー]。リベラルを自認する人たちだけに、PBA 法案の影響の大きさが実感できる。

これらと連動して、民主党議員にも中絶反対派が増えてきた。同じく『ナショナル・ジャーナル』1998年8月1日号は、なぜ民主党議員に中絶反対派が増えてきたのかという記事を載せているが、その理由にPBAB法案を挙げている。共和党保守派の戦略が賢くなり、合法的中絶への全面的直接攻撃を避けて、PBAのように狭い範囲の特定の中絶方法を攻めるやり方へ変化した。PBAは特に誰が見ても嫌悪感をもよおすものなので有効に働いたのである。たとえばモイニハン上院議員 (Daniel Patrick Moynihan, D.-N. Y.) は、それまでプロチョイスだったが、妊娠後期中絶は「幼児殺しにほぼ等しい」と、立場を変えている [Carney 1998; Bresler 講演; Kissling 1998]。1998年の中間選挙では州

レベルでは民主党候補者も PBAB 法案支持のプロライフで出馬する者が多い。PBA は一般の人々に人気がないから賛成とは言い難い雰囲気があり、当選のためには PBA 反対と言う方が有利なのだという [Bresler 講演]。

PBAB を含んだ中絶反対運動は女性たち自身にも影響を及ぼしている。医師によれば、クリニックに来る女性たちは一様に自分の下した決定を恥じており、怖がっているという。反対派によって誤った情報を吹き込まれているので、来てみて、清潔でインテリアもきちんとしたクリニックで、有能なプロが働いていることを知り、驚くのだという [Poppema 1998: 75]。CRLP 会長ベンシューフが言うように、PBAB を利用したプロライフの運動によって、「一般の人々の焦点を女性ではなく胎児の権利の方へ向けて、中絶しようとする女性は『悪い』女だ——神を恐れず、自己中心的で、不道德な女——という神話が広がった」[ベンシューフ発言, *RFN* 1998a: 2-3] のだといえよう。

また、ほとんどの女性にとって中絶は簡単にできる決定ではなく、子供が増えたり母親になることで人生が変わってしまうことを選ぶか、妊娠を終わらせることの葛藤に直面するか、である。それにもかかわらず、中絶反対派の運動によって、医者は「殺人者 (killers)」で、中絶しようとする女は「殺し屋 (murderers)」だとレッテルを貼る文化的雰囲気が作り出されたといえる。

同時に、この手術を施す医師がすでに減ってきて、実際にこの手術が必要な女性が困っている事実が、全米家族計画連合

(PPFA) から報告されている。医師たちは正式に法律にならないうちから明らかに怯え、及び腰になっている [Ms. 1997: 59, 61]。したがって、法律が不成立に終わっても法制化されたのと同じくらいの効果を、PBAB 論議はあげたことになるといえるだろう。

おわりに

1998年7月23日、下院は296対132で今回も大統領の拒否権を覆した。民主党議員は77人が賛成票を投じ、うち24人は以前は断固プロチョイスだった。上院での投票は9月に予定され、拒否権を覆せるかどうかは微妙だった。11月の選挙直前まで投票を待って法案支持を迫る方法を、共和党指導者はとるのではないかと、との見方もあった [Carney 1998: 1806-11]。結局上院は9月17日に審議、18日に採決を行い、64対36 (共和党51対4、民主党13対32) で、拒否権を覆さずに終わった [Votesmart 1998; *Washington Post* September 19, 1998: A8]。

この採決結果は、1997年5月の場合とまったく同じで、拒否権を覆すには3票不足のままであった。これで1997年 PBAB 法案 (HR 1122) は2年間にわたる攻防を終えた。今回の上院での採決は、1995年以来の議会における生殖の権利関係で97回目の投票となり [Michelman 1998: B5]、いかに議会が中絶や生殖の権利に対して強烈な反対姿勢であるかを示す数字でもあった。

上院での採決直後に行われたキリスト教連合の「勝利への道」年次大会では、ロット上院院内総務が採決結果を3000人の出席

者に報告し、秋の選挙で再選をねらう民主党のプロチョイス上院議員4名を落選させようと檄を飛ばした、というニュースも報道された [Washington Post September 19, 1998: A 8]。

こうして結局 PBAB 法案は1回目2回目共に上院で3票不足で、かろうじて法律として制定の一步手前で踏みとどまったが、PBAB をめぐる論議がアメリカ社会に与えた影響は大きい。クリントンの不倫疑惑のため共和党有利と伝えられていた1998年11月の中間選挙は、下院で民主党4議席増の210名、共和党5議席減の223名で22から13議席差へ、上院は民主党45議席、共和党55議席と変わらず、民主党の意外な健闘が伝えられた。両党の議席差が縮まったとはいうものの、共和党多数派の体制は同じであり、1999年には3度目の挑戦が行われるだろう。プロライフ上院議員があと3人増えれば、成立するわけだ。そうなればこれを突破口に再び中絶が全面禁止となることもあり得るとというのがプロチョイス団体のおおたの不安であるし、プロライフ団体の共通の希望でもある。NARAL のマイ

ケルマン会長は、「ロー判決が危機に陥っているという状況を女性たちが本当に認識すれば、中絶の権利を守るために動員することができるのだが」 [Michelman インタビュー (1998)] と嘆く。しかしその一方で、基本的にはプロチョイスだが、素人には残酷すぎると思われる「部分出産中絶」には反対するという層も、活動家以外には存在すると考えられるだろう。ロー判決の主旨を支持する人は現在でも多数派ではあるのだ。このような中間層にどのよう近づくかが、プロチョイス運動の今後のひとつの鍵かもしれない。

アメリカのプロチョイス運動は、全米でこの手術を行うのはわずか20人にも満たないという報告もある [Brown 1996] 極端に特殊な「部分出産中絶」をめぐる、この3年間劣勢に立たされてきた。このことを教訓として、女の生き方や役割認識に関わる文化戦争・内戦といえる中絶論争において、理論においても戦略に関してもいくらかの多様化と方向転換を図りながら進んでいく転機に、今や立っているといえるだろう。

参考文献

AMA (American Medical Association)

n. d. AMA Supports H. R. 1122 As Amended <<http://www.ama-assn.org/ad-com/releases/1997/hr521.htm>>.

APEX

1997 partial birth abortion <<http://www.apex.net/users/patriot/pa09002.htm>> (April 22, 1997).

Arndorfer, Elizabeth (senior staff attorney, NARAL)

1998 "partial-birth" abortion <earndorfer@naral.org> (April 29, 1998).

Benshoof, Janet

1998 (January 22) Sex, Lies, and Stereotypes, *RFN* 7(1) : 2-3.

Bennet, James

1997 (October 11) Late-Term Abortion Ban Vetoed Clinton Says Bill Failed to Take into Account Situations in Which Women Face Severe Health Peril, *Rocky Mountain*

News.

Bonavoglia, Angela

1997 (May/June) Late-Term Abortion: Separating Fact from Fiction, *Ms.* VII(6): 54-63.

Brown, David

1996 (September 17) Late Term Abortions; Who Gets Them and Why, *Washington Post* (Health Section): 12.

Carney, Eliza Newlin

1998 (August 1) Choosing New Sides, *National Journal*: 1806-11.

CQ (Congressional Quarterly)

1997a (March 22) 'Partial-Birth' Ban Passes House With Veto-Proof Vote Margin, *CQ*: 706-707.

1997b (March 22) Partial-Birth vs. *Roe* Ruling, *CQ*: 707.

1997c (March 15) House Judiciary Advances Ban On Partial-Birth Procedure, *CQ*: 643-644.

1997d (May 17, 1997) Senate Heads for Showdown on Congressional Procedure, *CQ*: 1137-38.

1997e (May 24) Several Senators Reverse '95 Votes, *CQ*: 1197.

1997f (May 24) Abortion: Foes of Controversial Procedure Boosted by Strong Vote, *CQ*.

1998a (January 17) *Roe v. Wade's* Challenge at 25: Hang On to the Votes, *CQ*: 127-128. <www.cq.com>.

1998b (August 15) Status of Major Legislation, 105th Congress...Second Session (as of Aug. 14) *CQ*: 2253.

CQ Researcher

1997a (February 28) Feminism's Future, 7(8): 169-192, esp. 181.

1997b (November 28) *Roe v. Wade* at 25, 7(44): 1033-56.

Edsall, Thomas B.

1998 (September 19) Resignation 'Too Easy,' Robertson Tells Coalition, *Washington Post*: A 8.

Gillespie, Marcia Ann. (Editor in Chief of *Ms.* Magazine)

1998a The Penile Code, *Ms.* 8(5): 1

1998b The Backlash Boogie, *Ms.* 8(6): 1

H-Net List for Women's History

1998 Abortion Clinic Bombing Fatalities Discussion <<http://h-net2.msu.edu/~women/>> (February 1998).

International Herald Tribune

1998a (January 30) Abortion Clinic Is Destroyed By Blast That Kills Policeman, *International Herald Tribune*.

1998b (March 24) Supreme Court Backs Ruling Against Ohio Abortion Ban, *International Herald Tribune*.

Kissling, Frances

1997/98 (Winter) *Roe v. Wade*, The Next 25 Years, *Conscience* (Washington, D.C.: Catholics for a Free Choice): 2-3.

1998 (January/February) *Roe v. Wade* at 25: Where Do We Go From Here? (Political), *Ms.*: 74-77.

Klein, Joe.

1998 (January 5) The Senator's Dilemma, *The New Yorker*: 30-35.

LeDuc, Daniel, and Perez-Rivas, Manuel.

1998 (September 24) GOP Primaries Highlight Tension Over Abortion, *Washington Post*: M 1.

Ms.

1997 (May/June) Speaking Frankly, *Ms.*: 64-71.

Michelman, Kate

1998 (September 21) Oppose Any Measure That Threatens Law of the Land, *Seattle*

Times: B 5.

NARAL (The National Abortion and Reproductive Rights Action League)

1992 (September 10) The Myth of 'Abortion on Demand.'

1996a (May 9) Congressional Voting Record on Choice, Pro-Choice Losses in the 104 Congress <<http://www.naral.org/federal/choice1.html>>.

1996b (May 9) NARAL Community: *NARAL Act Now*.

1996c Counter the Attack by the National Conference of Catholic Bishops Against Clinton's Veto of Late-Term Abortion.

1997 *Who Decides? A State-By-State Review of Abortion and Reproductive Rights Seventh Edition*. Washington, D. C.

1998 *1998 State-By-State Guide to Legislative Bills*. Washington, D. C.

New York Times

1997 (May 21) Veto the Abortion Ban, *New York Times*, Sec. A: 22.

Noonan, Peggy

1998 (January 23) In an Abortion Culture That Dulls Conscience, *International Herald Tribune*.

NRLC (The National Right to Life Committee)

1997 Join the Campaign to End Partial-Birth Abortions! <<http://www.nrlc.org/abortion/pba/pbacampaign.html>> (May 1, 1997).

Ohio Life

n. d. What is 'Brain Suction Abortion?', <<http://www.ohiolife.org/aborters/dx.htm>>.

Ogata, Fusako

1997 Abortion and Reproductive Rights in Current Japan: From the Eugenics Protection Law to the Maternal Body Protection Law, *Tezukayama University Bulletin of Liberal Arts* 52: 49-62.

緒方房子

1993 「大統領選から『消えた?』中絶問題——ケイシー裁判を巡って——」『大阪成蹊女子短期大学研究紀要』No. 30: 159-172。

1995a (9月12日) 「中絶論争に揺れるアメリカ——『女性の役割』観の対立が根底に」『朝日新聞』。

1995b 「中絶をめぐるアメリカ社会の現在——プロライフの過激化と、論争の根底にあるもの——」『帝塚山大学教養学部紀要』No. 44: 38-62。

Petchesky, Rosalind Pollack

1990 *Abortion and Women's Choice: The States, Sexuality, and Reproductive Freedom*, rev. ed. Boston: Northwestern University.

Poppema, Suzanne T.

1998 (January/February) Roe v. Wade at 25: Where Do We Go From Here? (Medical), *Ms.*: 76.

1997 (November 28) Roe v. Wade at 25, *Congressional Quarterly Researcher* 7(44): 1034-55.

RFN (Reproductive Freedom News), The Center for Reproductive Law and Policy

1995a (June 16) *RFN* 4(12): 8.

1995b (June 30) *RFN* 4(13): 6.

1995c (July 28) House Committee Passes Ban on Specific Abortion Method, *RFN* 4(15): 6.

1995d Reproductive Freedom Alert: Abortion and Family Planning Foes Push Sweeping Measures in Congress *RFN* 4(15): 4-6.

1995e (October 27) *RFN* 4(19): 6.

1995f (November 10) *RFN* 4(20): 6-7.

1995g (November 24) *RFN* 4(21): 8.

1995h (December 8) *RFN* 4(22): 5-6.

- 1996a (March 8) *RFN* 5(5): 3.
1996b (April 5) *RFN* 5(7): 3.
1996c (April 19) *RFN* 5(8).
1996d (October 4) *RFN* 5(16): 4.
1997 (June 6) *RFN* 6(10): 1.
1998a (January 22) *RFN* 7(1): 2-3.
1998b (October 1998) *RFN* 7(7): 6-7.
- Sanger, Carol
1998 (January/February) *Roe v. Wade at 25: Where Do We Go From Here? (Legal)*,
Ms.: 75.
- Schneider, Karen A, ed.
1997 *Choices: Women Speak Out About Abortion*. Washington, D. C.: The NARAL
Foundation.
- Schroeder, Patricia, Lofgren, Zoe and Jackson-Lee, Sheila
1995 *Dissenting Views; Additional Dissenting Views of Congresswomen* <<http://pilot.msu.edu/user/schwenkl/abtrbng/con-pba.txt>>.
- Seelye, Katharine Q.
1997 (May 21) *Senate Bans Form of Late Abortion; Bill Faces a Veto*, *New York Times*,
Sec. A: 1.
- Seward, John.
1997 *AMA Letter* <<http://www.nrlc.org/amaletter.html>> (May 19, 1997).
- Shapiro, Walter
1997 (March 7) *Abortion Debate Touches Writers As Well As Debaters*, *USA Today*.
1998 (April 30) "Roe" Ruling Altered Our Political Landscape, *USA Today*.
- Stan, Adele M. (Project Coordinator—Women, Religion, and Public Policy, CFFC)
1998 (January 28) *Statement of Adele M. Stan, Meeting with the Special Rapporteur on
Religious Intolerance, United Nations, New York City*.
- Votesmart
1998 *Congressional Week at a Glance: Week of Monday, September 14, 1998—Project
Vote Smart* <<http://www.vote-smart.org/congresstrack/review.html>>.
- Washington Post*
1998 (September 19) *Senate Override Fails On Abortion Measure*, *Washington Post*: A 8.
- インタビュー
- Finan, Kelly, NARAL, N. C. (June 6, 1996).
Karen, NARAL, N. C. (June 6, 1996).
Kissling, Frances, President, Catholics for Free Choice (CFFC) (May 25, 1995 & April 6,
1998).
Michelman, Kate, President, The National Abortion and Reproductive Rights Action League
(NARAL) (May 23, 1995 & April 7, 1998).
Shapiro, Walter, columnist for *USA Today* (April 17, 1997 in San Francisco by phone).
Toner, Kathy, Director of International Program, CFFC (April 6, 1998).
Williams, Joan, Professor of Law, Washington College of Law, American University (April
3, 1998, at the Organization of American Historians Annual Meeting in Indianapolis).
Tracy, graduate student (August 19, 1998, in Seneca Falls, New York).
- 講演
- Bresler, Robert J.
1998 (June 12, 1998) *The Congress and American Presidency*, Open Lecture for USIA
American Studies Program, at American Center, Kansai.